本人確認書類について

※有効期間内のものに限ります。
１点であればよいものと、２点の組み合わせで、本人確認書類として認められるものがありますのでお間違えのないようご注意ください。

１点で本人確認書類として認められるもの（顔写真があるもの）

- **運転免許証**（仮免許証や日本国内で発行された国際免許証も含む）
- **運転経歴証明書**（交付年月日が平成２４年４月１日以降のもの）
- **旅券（パスポート）**
- **マイナンバーカード**
- **写真付き住民基本台帳カード**
- **顔写真付き身体障害者手帳**
- **在留カードまたは特別永住者証明書**
- **その他官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書**
- **職員確認（職員が申請者の本人確認を行う方法）　←申請書に必ず所属と氏名記載**

…等

２点の組み合わせで本人確認書類として認められるもの

Ａ欄（この中から２点、またはＡ欄とＢ欄からそれぞれ１点）

〇健康保険資格確認書　**〇国民健康保険資格確認書**
〇後期高齢者医療資格確認書　**〇介護保険被保険者証**
〇国民年金手帳（証書）　**…等**

Ｂ欄（この中から１点とＡ欄から１点）

●身体障害者手帳（写真張替え防止がなされていないもの及び写真なしのものも可）
●運転経歴証明書（交付年月日が平成２４年３月３１日以前のもの）
●雇用保険被保険者証
●高齢受給者証（高齢受給者証１点と医療保険資格確認書１点との確認は不可）
●公的機関発行の資格証明書（写真の貼ってあるもの）
●生活保護を受けている旨の証明書（公的機関が発行したもの）　…等

！◎医療保険一部負担金免除証明書
！◎利用者負担額減額・免除認定証
！◎介護保険負担割合証

この３点は介護保険被保険者証等再交付手続きの場合のみ本人確認書類として有効です。
※他の手続きでは使えませんのでご注意ください。